



# 金 沢 市 公 報

号外第12号

平成25年(2013年)6月25日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	
<b>条 例</b>		金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 7
金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 1	1	金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課) 9
金沢市税外歳入の延滞金に関する条例等の一部を改正する条例 (財 政 課) 4	4	金沢市職員の給与の臨時特例に関する条例 (職 員 課) 9
金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 (歩ける環境推進課) 6	6	

## 条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第24号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条の7第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第4条の2中「、第37条」を削り、「第117条の18第5項」を「第117条の18第3項」に改め、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第37条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条の3第1項中「日本銀行法」の次に「(平成9年法律第89号)」を加え、「以下この項」を「当該期間内に前条第2項の規定により第37条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第4条の3の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第6条の2の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第6条の3中「附則第5条の5第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第20条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第50条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3又は附則第21条の規定を適用する。

附則第20条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第20条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)

附則第20条の3 第1項	租税特別措置法 第31条の3第1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第21条第1 項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1 項	租税特別措置法第32条第1項

附則第50条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第20条、附則第20条の2、附則第20条の3又は附則第21条の規定を適用する。

附則第51条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第5項まで」を「第6項まで」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第6条の2の2及び第51条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第4条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の3の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第50条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第51条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

---

金沢市税外歳入の延滞金に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第25号

金沢市税外歳入の延滞金に関する条例等の一部を改正する条例

(金沢市税外歳入の延滞金に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市税外歳入の延滞金に関する条例（昭和38年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

(金沢市道路占用料条例の一部改正)

第2条 金沢市道路占用料条例（昭和29年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下こ

の項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.2パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第3条 金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.2パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（金沢市営住宅条例の一部改正）

第4条 金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第5条 金沢市特定公共賃貸住宅条例（平成14年条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の

前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。  
（金沢市税外歳入の延滞金に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市税外歳入の延滞金に関する条例附則第6項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。  
（金沢市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市道路占用料条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。  
（金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第3条の規定による改正後の金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。  
（金沢市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置）
- 5 第4条の規定による改正後の金沢市営住宅条例附則第6項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。  
（金沢市特定公共賃貸住宅条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 第5条の規定による改正後の金沢市特定公共賃貸住宅条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第26号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 金沢市営割出駅前自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場	金沢市三ツ屋町ハ57番地先	自転車
-----------------	---------------	-----

別表第2 金沢市営割出駅前自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
-----------------	---------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第27号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

66	スマートタウン東金沢地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画スマートタウン東金沢地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	----------------------	--

別表第2に次の1号を加える。

66 スマートタウン東金沢地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 1戸建ての専用住宅 (2) 1戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所を兼ねるもの (3) 1戸建ての住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運

		<p>営するものを除く。)</p> <p>イ 理髪店又は美容院を営む店舗</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、水路若しくは管理用通路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 道路境界線又は隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分を用いる。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、前項の規定は、適用しない。</p>
	高さの最高限度	10メートル（集会所その他公益上必要があると市長が認めるものを除く。)
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽、竹垣又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽、竹垣又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。)</p>



別表第3に次のように加える。

11	スマートタウン東 金沢地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市 計画スマートタウン東金沢地区地区計画の区域のうち、地 区整備計画が定められている区域
----	------------------------------	--

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第28号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市職員の給与の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成25年6月25日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第29号

金沢市職員の給与の臨時特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における本市職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の給与に関する条例等の特例）

第2条 特例期間においては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号。以下「給与条例」という。）第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
教育職給料表	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職給料表(1)	1級	100分の4.77
	2級	100分の7.77
	3級以上	100分の9.77
医療職給料表(2)	2級以下	100分の4.77
	3級から7級まで	100分の7.77
	8級	100分の9.77
医療職給料表(3)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級	100分の9.77

2 特例期間においては、給与条例及び金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第48号）に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 教職調整額 当該職員の給料月額 $\times$ 100分の4に相当する額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(2) 給与条例第24条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからウまでに定める額

ア 給与条例第24条第1項 前項及び前号に定める額

イ 給与条例第24条第2項又は第3項 前項及び前号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 給与条例第24条第4項 前項及び前号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第15条、第16条、第17条及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから同条に規定する市長が定める時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号及び前項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例附則第9項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、同号中「前項及び前号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第11項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の特例)

第3条 特例期間においては、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）第16条の規定の適用については、同条中「職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）」とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）、金沢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年条例第29号）」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第24条の規定の適用については、同条中「同条例第20条」とあるのは、「金沢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年条例第29号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成6年条例第62号）第4条第1項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、金沢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年条例第29号）第2条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。））」とする。

（職員の服務等に関する条例の特例）

第6条 特例期間においては、職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第20条」とあるのは、「金沢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年条例第29号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例）

第7条 特例期間においては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）第4条の規定の適用については、同条中「寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当の額（これらの給与のうち、金沢市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年条例第29号）第2条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。））」とする。

（市長等の給与の特例に関する条例の特例）

第8条 特例期間においては、市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）第1条から第5条までの規定の適用については、同条例第1条中「100分の10を乗じて得た額を減じた額とする」とあるのは「100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の算定の基礎となる給料月額は、同条各号に規定する額からそれぞれその額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする」と、同条例第2条、第3条、第4条第1項及び第5条中「100分の5」とあるのは「100分の10」と、「退職手当の算定の基礎となる給料月額は、」とあるのは「期末手当の算定の基礎となる給料月額は同項に規定する額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とし、退職手当の算定の基礎となる給料月額は」と、同条例第4条第2項中「100分の5」とあるのは「100分の10」と、「退職手当の算定の基礎となる給料月額等は、」とあるのは

「期末手当の算定の基礎となる給料月額等は同条第2項に規定する額に同条第3項に規定する額を加算した額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とし、退職手当の算定の基礎となる給料月額等は」とする。

(端数計算)

第9条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

平成25年(2013年)6月25日 印刷  
平成25年(2013年)6月25日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄